

【認定情報】審査期間

認定審査期間の実績(H27.4月～6月)

	標準期間	実績
新規	2ヶ月	45日 ～47日 (1.5ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※1)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	19日 ～44日 (1ヶ月程度)
計画変更 (特定天井あり※1)	2ヶ月	—
軽微な変更	1ヶ月	11日※2～50日 (1ヶ月程度)

— は該当期間内での実績なしを示す

※1

特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。

※2

変更が1項目の場合に、2週間程度 (11日) で交付された実績があります。

概ね標準期間となっておりますが、申請の予約が取りづらい状況です。

【お知らせ】書式変更

H27.6.1改正建築基準法施行に伴い、下記の書式を変更いたしました。今後、申請される場合には、HPより最新版のダウンロードをお願いします。

- ☐ 性能評価申請書[建築物用] (新規・計画変更・軽微変更)
・付属棟の有無について記載欄を追加
- ☐ 性能評価申請要領書
- ☐ 業務方法書[建築物]
- ☐ 別添・別表 (工作物以外)

ダウンロードURL :

http://www.gbrc.or.jp/contents/building_confirm/minister_authorization/high_building.html

※変更申請の場合でも、別添・別表の書式を変更しておりますので新しい書式をダウンロードしてください。

【イベント】情報交流・構造技術セミナー

本年度も情報交流・構造技術セミナーの開催を11月に予定しております。現在、内容を企画中です。

参加案内は、当メールサービス10月号、HPにてご案内いたします。



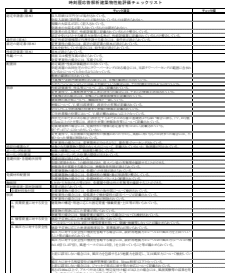
昨年のセミナー状況

【お知らせ】大臣認定申請時の確認事項

記載の内容は認定申請時に指摘される事項です。対応されていない場合は、**認定申請が受けられません**。

1. チェックリスト

2015/4/17付のGBRC最新情報（臨時便）で送付いたしましたチェックリストを用いて、申請資料に必要な記載事項をご確認の上、受付時にご提出ください。



チェックリスト

2. よくある指摘、必要な検討

新規の場合

- ・レベル2地震動に対する余裕度の検討
- ・免震材料ごとのエネルギー吸収率の明示（免震建築物）
- ・位相差入力の見直し（平面的に100mを超える建築物）

変更の場合

- ・検討を省略している場合は、検討省略理由を記載※
- ・重量変動が生じる場合、免震材料の面圧検討（免震建築物）

※変更時の検討省略理由（記載例）

- ・変更箇所以外の部分で、変更後の部材と設計条件が変わらない（安全側）断面算定等で既に安全性が確かめられている。
- ・レベル2で許容応力度以下としているため、断面形状を大きくする変更は、構造耐力上有利になることが明らかである。

明らかな場合でも、忘れずに記載して下さい。

3. 別添

構造概要	天然ゴム系積層ゴム支承	認定番号	MVBR- ○○○○ (A社)	MVBR- ○○○○ (B社)
		型式番号		
		ゴム外径 (mm)		
		基数 (基)		
		基準面圧 (N/mm ²)		

免震材料は、複数候補があった中から使用材料が確定していれば、使用しない材料に**取り消し線**を入れる。
※別添構造図、別表も同様に**取り消し線**を入れる。

大臣認定番号と併せて
メーカー名を記載する。

4. 別表

評価基準		検討結果
第一号 長期荷重に関する安全性の確認	(1) 建築物の… ことを確かめていること	(1) …により確認している。 (概要書P. II - ○)
第二号	(1) 建築物に… 構造計算を行っていること	(1) …により確認している。 (概要書P. III - ○)

概要書の**該当ページ**を記載する。
検討結果（別表に記載されている数値等）は必ず概要書にて確認できるようにする。

変更の場合は該当ページの表記を**削除**する。

削除

5. 変更項目一覧表

No	変更項目	変更内容 (変更理由)	検討内容 検討結果の概要
1	小梁の追加 別添-10, 32	・1階1-2/A-B通間 小梁b5を追加する。	小梁b5について、 追加検討 を行い問題ないことを確認した。（ 検定比 0.77） 【追加検討1（P.1-2）】 小梁の追加による 周辺部材への影響 は…であるため問題ないと判断する。

- ・部材を追加した場合、検討を行うか、検討を省略する場合は**省略可能な理由**を各部材について記載する。
- ・追加検討の結果（**最大検定比**、検定比が**確認できるページ**）を記載する。
- ・**周辺部材への影響**についてコメントする。

【解説】法20条第2項新設に伴う超高層建築物等の取り扱い[新規]

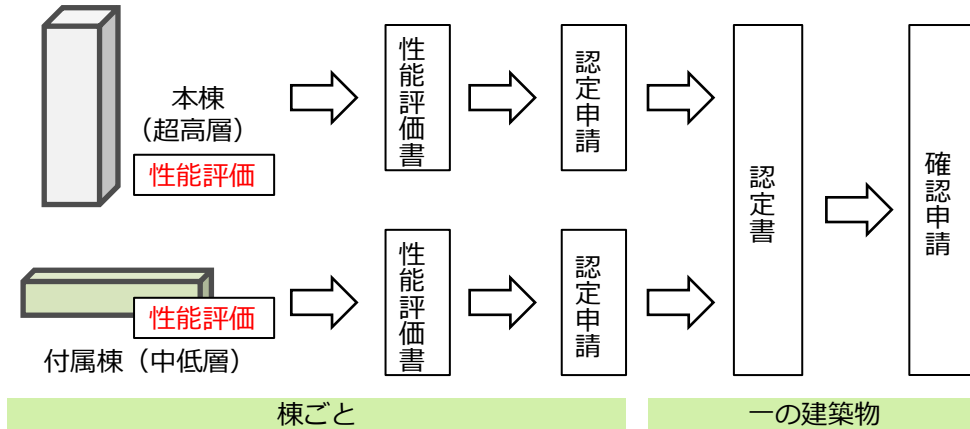
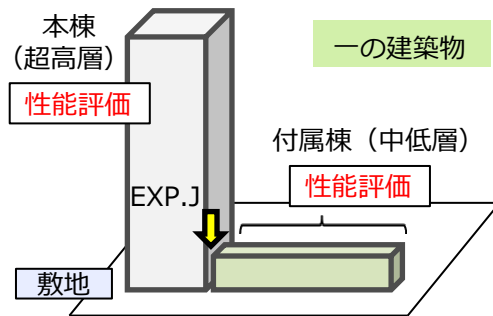
付属棟を有する建築物の性能評価、大臣認定の取り扱い

新規の場合、**A** **B** どちらか選択

※6/1以降、新規申請がないため、現時点での情報に基づくものです。
(6/1以降、付属棟がある場合の軽微な変更が認定された実績(次頁参照)があります。)

A

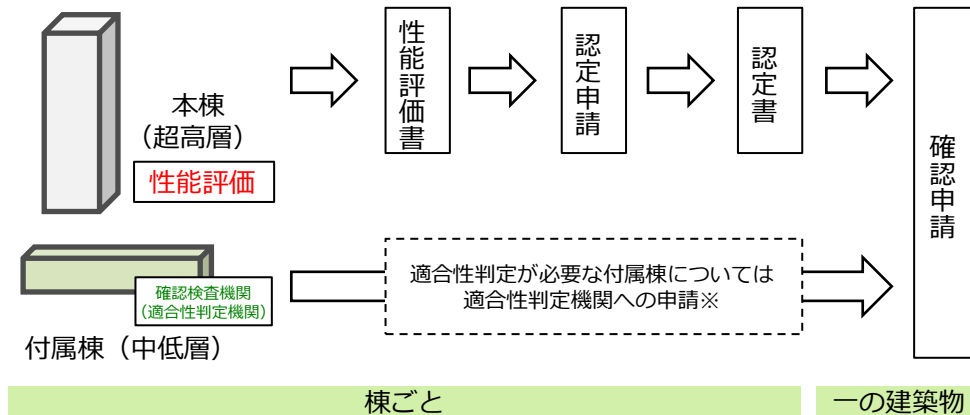
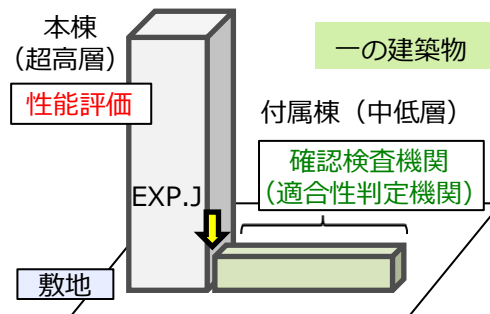
棟ごとに性能評価申請
(手続きを除いてこれまでとほぼ同じ)



性能評価申請、審査、認定申請までは棟ごとに行いますが、認定書は一の建築物で発行されます。

B

時刻歴本棟のみを性能評価申請
(これまでできなかった新ルール)



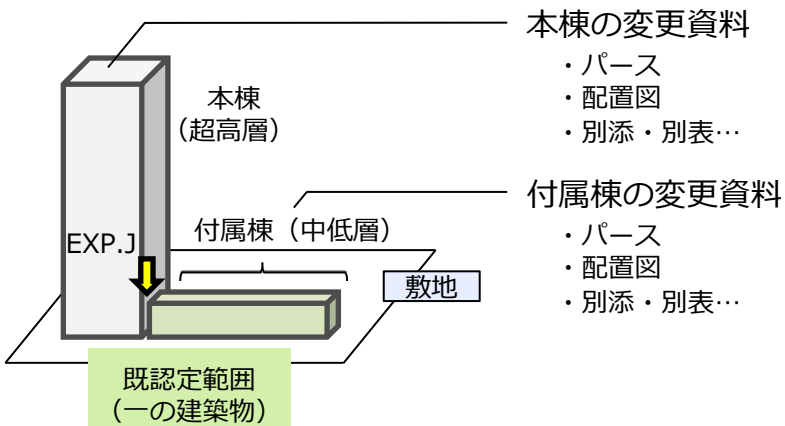
※具体的な案件の取扱いについては、随時ご相談ください。

【解説】法20条第2項新設に伴う超高層建築物等の取り扱い[変更]

変更手続き

付属棟を有する建築物で、既に性能評価・大臣認定を受けた建築物における今後の変更手続きについて

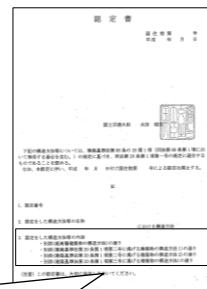
○提出書類：変更が生じた棟ごとに作成してください。



- 性能評価申請書や大臣認定申請書等についても、棟ごとに書類の提出が必要です。
- 手数料についても、棟ごととなります。ご注意ください。

○別添記載時の注意事項

以下の通り認定書が交付されますので、各棟別添1ページ目の右上に構造方法の名称を記載してください。



6/1以降に交付される認定書 (例)

3. 認定をした構造方法等の内容

- ・ 別添(超高層建築物の構造方法)の通り **本棟 (超高層)**
- ・ 別添(建築基準法第20条第1項第二号に掲げる建築物の構造方法1)の通り
- ・ 別添(建築基準法第20条第1項第二号に掲げる建築物の構造方法2)の通り
- ・ 別添(建築基準法第20条第1項第三号に掲げる建築物の構造方法)の通り **付属棟 (3棟)**

別添 (超高層建築物の構造方法)	
1. 建築物概要及び構造概要	
性能評価番号	性能評価日
別添 (建築基準法第20条第1項第○号に掲げる建築物の構造方法)	
1. 建築物概要及び構造概要	
性能評価番号	性能評価日
件名	
...	

本棟別添

記載内容に変更はありません。

付属棟別添

構造方法の名称を記載してください。

【編集後記】 晴れば真夏のような暑さ、雨が降れば降り続くといった典型的な梅雨空ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。久しぶりに編集後記に登場します岩佐です。本号では6/1の改正法施行に伴う性能評価の取り扱いや最近の認定申請時に必ず確認を求められ記載の必要のある事項について説明を行いました。私ごと、7/1より所内での立ち位置が若干変わることになったのですが、皆様との関わりについては何ら変わりありませんので、よろしくお願ひします。今夏の個人目標として体重1割減を掲げているのですが、仕事が一しんどくなって痩せていくのではありませんので(太りだしたらストレスかもしれません)・・・。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：岩佐、野村、山崎
TEL：06(6966)7600 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp